



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 条例

*42 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 （教育委員会）..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等を実施するために必要な市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員を配置することに伴い、職員の定数を改めました。（付則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第42号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align:center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align:center;">(令和2年度における市町村立の学校の職員の定数の特例)</p> <p>2 <u>令和2年度に限り、第4条の規定の適用については、同条第1号中「3,943人」とあるのは「3,964人」と、「2,172人」とあるのは「2,190人」とする。</u></p>	<p style="text-align:center;">付 則</p> <p>この条例は、昭和31年10月1日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。